

新居浜市プレミアム付商品券 の申請手続きは済みましたか？

申請は
1/31^(金)
まで

消費税・地方消費税 10%への引き上げに伴い、令和元年10月1日から販売している新居浜市プレミアム付商品券の申請受付期限を1月31日(金)まで延長しています。



購入対象者である住民税非課税者（住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護被保護者などを除く）には、令和元年8月上旬に申請書を送付しています。商品券を購入する場合には申請手続きが必要ですので、お手元に申請書が届いている人で、まだ申請が済んでない人は期限までに申請書を提出してください。
※申請書を紛失・破棄した場合は再発行しますので、商品券担当までお問い合わせください。ただし、すでに申請手続きを済ませ購入引換券が交付されている場合、購入引換券の再発行はできません。

25%もお得！

■ 販売価格・上限

1冊(額面500円×10枚綴り=商品券5,000円分)を4,000円で販売

【購入上限】5冊まで

■ 申請方法

必要事項を記入・押印した申請書を郵送してください。令和元年12月31日までに提出する場合は申請書に同封の返信用封筒が使用できますが、1月1日以降に返信用封筒を使用する場合は切手の貼付が必要です。

※本人確認書類の添付は不要です。

申請書のみ封入してください。



詳細は市政だより
9月号P4
もしくはHPへ↓



■ 申請手続きから商品券使用までの流れ

- ①申請手続きをした対象者には、商品券の購入時に必要となる購入引換券を送付します。
- ②商品券の取扱店舗・販売窓口一覧を同封していますので、販売期間中に各販売窓口で商品券を購入してください。
- ③使用可能な期間内に市内の取扱店舗にてお使いください。

▶ 商品券販売期間

～2月21日(金)

▶ 販売窓口

市内の郵便局（簡易郵便局を除く）またはフジの店舗

※市役所での販売は行っていませんのでご注意ください。

※対象者の家族などが代理で購入することも可能です。

▶ 購入時に販売窓口で必要なもの

- (1)購入引換券
- (2)販売窓口に来訪する人の身分証明書
- (3)購入代金

▶ 商品券使用期間

～2月29日(土)

▶ 取扱店舗

登録のある市内の約400店舗

【問い合わせ】

プレミアム付商品券担当（子育て支援課内）

☎ 66-7032

子育て支援課 ☎ 65-1242 ☎ 37-3844